

戦後初期学校体育改革期における運動教材に関する一考察

―スポーツ（チームゲーム）の導入に関して―

中 村 哲 夫

要 旨

本研究は、戦後の学校体育はなぜスポーツが重視されたのかに関して、戦後初期の学校体育改革の経緯の中で明らかにすることを目的とする。

結論として、以下の点が明らかとなった。

1. 文部省は戦後すぐの時点で、スポーツの復活を示していた。
2. 戦争中に学校内で実施されていた教練や軍事訓練、武道は中止された。また、軍事的な教材は廃止された。
3. それに代わって、スポーツやゲームを取り入れるように、文部省から指示があった。
4. 米国教育使節団報告書が公表され、学校体育の中にスポーツを取り入れることの理論的根拠が示された。
5. 戦後学校体育のスタートに当たる「学校体育指導要綱」において、スポーツが重視された。スポーツを行うことによって、生徒たちに社会的・公民的性格を育成することが求められた。

キーワード：戦後初期学校体育、運動教材、スポーツ（チームゲーム）、社会的・公民的性格

一. はじめに

一九五〇年八月、文部省は「日本における教育改革の進展」と題する報告文書を作成した。これは、同年八月二七日に來日した第二次米國教育使節団に提出する文書であり、第一次の教育使節団が一九四六年三月に勸告した教育改革がどの程度達成できているのか、どの領域で改革が進んでいないのかを文部省自らが点検し、第一次「教育使節団報告書」から四年余の間に取り組んだ諸改革に関して、その成果と課題を報告するための文書であった。「日本における教育改革の進展」を見れば、第一次の使節団報告書で取り上げられた勸告内容を踏まえて、一つひとつの改革の成果と、一方達成が困難な領域が詳細に記されている。

ところで、学校体育に関しては、この文部省による報告文書の第一章の第七節(2)「学校体育の改革と今後の問題」で取り上げられている。成果としては、(ア)では体育の目標が明確にされ、それは「身体的発達とともに、知的、情緒的発達および社会的態度の発達」であり、その目標達成のために適切な教材として、「チームゲームに重点がおかれるようになった」と述べ、小・中学校の男子ではその教材に充てられる時間が、戦前の一五〜三〇%から現在では四〇〜六〇%に増加している状況が記されている。(イ)は体育の方法に関してであり、「児童生徒の自発学習をうながすような方向に改善された」と成果を示し、(ウ)として新制大学の正課として体育が採用されたことを挙げている。そして今後の課題として、施設の充実と教員の充足について触れ、とりわけ女子体育教員の養成が喫緊の課題とされている⁽¹⁾。

第一次「教育使節団報告書」の「体育」項目で勸告された事項は上記の3点を含んで他にもあるが、ここで問題と

したいのは、(ア)に関して、つまり教材としてのチームゲームについてである。第一次報告書では、「体育」の最初の文が以下のように記されている。

身体を強壯にし、コンディショニングを整え、身体的技能を教えることに加えて、スポーツマンシップと協同の精神とが有する固有の価値を、学校は認識すべきである。家庭や行き止まりの路地でもでき、コンディショニングの価値をもつスポーツやゲームを発展させるよう、あらゆる努力を払うべきである。できれば、これらは男女共に行えるようにすべきである。用具は高価なものである必要はない。⁽²⁾

ここでは、身体的な面ばかりでなく、それに加えて「スポーツマンシップと協同の精神とが有する固有の価値」を学校は認識し、そのために「スポーツやゲーム」を教材として取り入れ、それらが家庭や地域の中でも行われるよう発展させるべきであると理解される。体育の総授業時間の中でどの程度「チームゲーム」が採用されているのかを、数値まで示して報告しているのはこの(ア)のみであり、文部省の報告文書において、チームゲームが運動教材として重点的に実施されていることを第二次教育使節団に示すことは、文部省にとっては重要なことであった。

日本の学校体育史は、運動教材の観点から大きく分けて、「体操の時代」「教練と武道の時代」「スポーツの時代」になることは定説である。「スポーツの時代」とは戦後以降の体育を指しており、現在まで引き継がれていると考えられている。文部省の報告文書で見られるように、なぜ、戦後の体育ではスポーツやチームゲームが重視されたのか。本稿は、その根拠を、戦後初期学校体育改革の経緯の中で明らかにすることを目的とする。

二・戦後学校体育改革の経緯

(一) 戦時体育の禁止ならびに排除

昭和二〇年九月一五日、ちょうど終戦の一ヶ月後に文部省は「新日本建設ノ教育方針」を公表した。戦争終結後、新日本の建設に資する教育の方針を国民に対して知らせるものであった。「従来ノ戦争遂行ノ要請ニ基ク教育施策ヲ一掃シテ文化国家、道義国家建設ノ根基ニ培フ文教諸施策ノ実行ニ努メテキル」とする文部省の現状を記した前文に続き、「新教育の方針」として、「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムト共ニ軍国的思想及施策ヲ払拭シ平和国家ノ建設ヲ目途」とすることが示されている。その後の一〇の方針が示されているが、その中の一つが「体育」である。まず、戦時中の勤労働員等により心身ともに疲労している学徒が多いので、その回復向上を図り、当面の課題である食糧増産や戦災地復旧等の作業にも教育的な配慮の下で実施するよう求め、後半部分は次のように運動競技の奨励を説いている。

明朗闊達ナル精神ヲ涵養スル為メ大イニ運動競技ヲ奨励シ純正ナスポーツノ復活ニ努メ之カ学徒ノ日常生活化ヲ図リ以テ公明正大ノ風尚ヲ作興シ将来国際競技ニモ参加スルノ機会ニ備ヘ運動競技ヲ通ジテ世界各国ノ青年間ニ友好ヲ深メ理解増進ニモ資セシメントシテキル。³⁾

ここでは、運動競技の奨励と「純正ナスポーツ」の復活が求められた。それは「明朗闊達ナル精神ヲ涵養スル」た

めであり、それらの日常的な実施を通して「公明正大ノ風尚ヲ作興」して、将来の国際競技への参加をも見通している。ここで言う「純正ナスポーツ」とは、戦時中に変質された国防競技等のスポーツではなく、変質以前の通常のスポーツ競技を指す言葉であろう。

学校体育の内容や方法に関する具体的な通牒が、この年の内に文部省から出された。戦時体育の中止や戦時色の強い教材等の排除に関する通牒である。一月六日の二つの通牒「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項（目）取扱ニ関スル件」と「武道ノ取扱ニ関スル件」、および二月二六日の「学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」である。⁽⁴⁾そこでは第一に、軍事的な運動教材や歩調をとっての行進等の中止、授業および課外活動としての武道の中止、また学校内の武道施設の使用禁止、学校内外における活動から軍事教練的色彩を一掃すること、教練用銃兵器の処理を徹底すること等が通知された。第二には、指導方法に関して、画一的・形式的で規律訓練的な指導は禁止され、児童生徒の自然的欲求や自発能動性を考慮すること、さらには児童生徒の個性や発育の状態、身体運動能力の違いを考慮し指導の適正を図るよう通知された。そして第三には、排除された運動教材や中止となった武道に代わって重視されたのが籠球や排球、蹴球、送球等の球技である。国民学校においてもそれまでの要項には示されていなかった「籠球、排球等適切ナル教材ハ適宜実施シ得ルコト」と通知され、また中等学校でも「競技的取扱ヲ重視シ特ニ運動ヲ通ジ道義心ノ昂揚ニカムルコト」と、スポーツへの取り組みが強調された。

文部省からのこれらの通牒は、終戦後二カ月余り経った一〇月二二日、連合国軍最高司令官総司令部から日本政府に出された覚書「日本教育制度ニ関スル管理政策」に基づいている。同覚書には、「軍事教育の学科及び教練は凡て廃止」することや、「軍国主義的乃至極端ナル国家主義的イデオロギーヲ助長スル目的」で作成された教材等の削除、それに代わって「教育アル平和的且責任ヲ重ズル公民ノ養成ヲ目指ス」教材等は速やかに準備するよう記されていたの

である。

このように、昭和二〇年のうちに、文部省は国民学校にも籠球や排球等の球技の導入を求め、中等学校にもスポーツを重視するように指導し、特に「道義心ノ昂揚」に努めるよう指示していたのである。

(二) 新体育への模索

(a) 米国教育使節団報告書

戦後最初期の戦時体育の禁止や排除の施策から、新しい体育の方向性を確定する上で大きな影響を与えたのは、昭和二一年三月三〇日に連合国軍最高司令官宛に提出された第一次の「米国教育使節団報告書」である。⁽⁵⁾ 使節団のメンバーとして保健教育と体育の領域を担当したのが、アイオワ大学の体育学教授チャールズ・H・マックロイである。

昭和二一年三月初めに来日し、日本の体育や保健教育に関して調査・視察したマックロイの課題意識は、生涯にわたって社会に貢献できる健康な身体を育成し維持増進するための仕組みをどうやって作り上げていけば良いのか、そのためには学校における体育ではどのようなねらいと内容を伴って実施していけば良いのかという点にあった。小学校の多くの生徒が進学をせず、その後は体育的活動の機会を持たないため、生涯のあまりにも早い時期に身体的活動を止めてしまう多くの日本人の現状に、マックロイは危機感を持ったのである。体育は学校だけの問題ではなく、生涯にわたる問題であると主張し、彼は、学校・家庭・地域の枠で体育の問題を考えていくことの重要性を指摘している。⁽⁶⁾ マックロイが勧告した具体案は、小学校を核とし、五・六年の生徒を「あなたの家の体操の先生になろう」運動を通して、また隣組等の地域組織を活用し、スポーツやレクリエーションの各団体との協力の下に、学校の教師が指導者となり、誰もがができる手軽なスポーツやゲームの講習会や実演会を開き、各家庭ならびに地域社会に体育を普及さ

せることである。このような生涯体育を見通して、では学校の体育の役割とは何か、何を学習内容とするのか等といった諸点を、使節団報告書のための文書で示したのである。

しかし、この構想は報告書の中には盛り込まれなかった。⁽⁷⁾最終報告書では、マックロイが起草した文書で勧告した一八項目のうち、六項目しか採用されなかったのである。報告書に採用された勧告は、スポーツやゲームの導入の他には、大学体育の必修化、女性指導者養成と女性体育の改善、体育施設の回復、教師からなる委員会による教師用指導書の作成と科学的な調査研究に基づく教師養成の方法、体育・スポーツ諸団体の復活への奨励である。

マックロイは報告書のための起草文書において、スポーツと民主主義との関係についてほとんど言及していない。しかしながら、完成した報告書はその序論の中で、スポーツマンを「民主主義的な生き方の好例」として描き、「体育」以外の箇所においても、民主主義の説明にスポーツが例として取り上げられ、スポーツやスポーツマンシップが高く評価されているのである。すなわち、グループやチームで行うスポーツやゲームは、自らのチーム内での役割分担の責任を自覚し、相手および審判への尊敬の念を示しながら一定のルールに従い競技するということが、民主主義的な行動を学ぶ機会を提供するというものである。これらの学習によって培われる精神が、民主主義と深い関連性をもつと理解され、これからの目指すべき新しい社会の建設にとって、スポーツの果たす役割は大との認識である。

このような文脈において、学校は「スポーツマンシップと協同の精神とが有する固有の価値」を認識すべきであり、「家庭や行き止まりの路地でもでき、コンディショニングの価値をもつスポーツやゲーム」を発展させ、「これらは男女共に行えるようにすべき」とする報告書の「体育」の項目を素直に読めば、学校は民主主義的な価値を内在するスポーツを大いに取り入れ、その実践を通して新しい社会を形成する民主的な人間を育成することが体育の役割だと理解することは、さほど困難なことではない。

このように、マックロイの意図とは異なる部分において使節団の報告書は読まれ、スポーツを取り入れることによって、体育は新しい時代を担う民主的な人間を育成していく教育であると解釈されたのである。

(b) 新教育指針

昭和二十一年五月に文部省は「新教育指針」を刊行した。前年九月の「新日本建設ノ教育方針」発表後、文部省はこれからの時代に相応しい新教育の方針の検討を継続させ、使節団の報告書発表を待ち、包括的な指針として、「新教育指針」はまとめられたものである。

体育に関しては、第一部後編の第五章で「体育の改善」と題して、その内容が示されている。平和国家、文化国家建設のために苦難の道を切り開いていくためには、健康な身体、強壮な身体が必要との下に、体育の改善策を広範にわたって示している。教材としては、「軍国主義的なものと極端なる国家主義的なものを取り除き、明朗で平和的なものにおきかえなければならない」とし、すでに指令や通牒された教練や武道の中止、軍事的な教材の排除が示され、取り除かれた諸種目に代わり、導入すべきものとして「何よりもスポーツがよい」と言う。なぜならば、「これは自主的な活動を通して明朗な気分、協同と秩序を尊ぶ精神、公正な競争心、責任観念、忍耐力などを養う上に効果が大きい」からである。このことから、「籠球、排球、蹴球、ラグビー蹴球、野球、庭球、ボート」が実施に相応しい運動教材だとされ、その他に、陸上競技や器械体操、スキー、スケート等も適宜に取り入れても良いとする。⁽⁸⁾ まず実施すべきとする前者の籠球や排球等の球技と、後者の個人競技には教材としての適格性において優先度に違いがあることが示されている。チームやグループ内で協力しながら行うスポーツが優先されたのである。ボートが前者に含まれているのは、複数人のチームで漕ぐボートが想定されていたのだろう。

以下、本稿との関わりで「体育の改善」に示された特徴を挙げると、スポーツの指導に関しては「全力をふるって正しく競争すること」、ならびに「明朗にして自由な雰囲気のもとに行われること」が肝要だとする。勝敗にとらわれ不正行為を犯したり、過度な対抗意識を高めたりすることが懸念されている。また、これまでの画一的・形式的な指導や一斉指導に代わり、個別指導や班別指導が説かれ、「生徒の自主性にはたらかせ、必要な秩序を生徒自らによって保たせるよう指導することが大切」だとする。そして、生徒の興味や関心にかかわらず多数の教材を次々に強いてきたこれまでの体育を改め、「これからは興味あるものを、自主的に好んで行うよう指導することを原則とすべき」とした。このことが「たのしい体育」に繋がると言う。

次に、課外のスポーツ活動を重視し、学校側による適正な指導の下に、生徒の自主的な校友会活動を通して、生徒の自主性を育むことが期待された。さらに、各種の校内スポーツ大会を実施し、代表選手だけでなく、すべての生徒が参加できるような技能レベルや各種の区分けに応じた多数のチームを組織すること、さらにはこれを発展させて対校試合も開催し、同じように学校を代表する一部の選手だけでなく、技能や年齢、身長等に応じた同一校から多数のチームをつくり、学校上げての行事とするよう提案した。これまでの一部の選手を対象とした試合や大会ではなく、すべての生徒を対象とする試合や大会が提案されたのである。⁹⁾

皮革やゴム等の資材難からくるスポーツ用品の絶対的不足に対する対応として、正規のスポーツを簡易化し、十分な施設や用具が無くてもできるスポーツ（例えばワンアウト・ベースボール等のモデファイト・スポーツ）が推奨された。この簡易化したスポーツは、あらゆる生徒たちにも手軽にできるスポーツでもあり、スポーツの機会均等を求める文部省は、これらのスポーツを広く勧めていくことになった。

(C) 学校体育指導要綱

「米国教育使節団報告書」で勧告された教師用指導書の作成の成果が、昭和二二年八月発行の「学校体育指導要綱」である。現在の学習指導要領の体育編に当たるものであり、小学校から大学までの体育を一括して扱った。

この要綱作成において重要な役割を担ったのが、学校体育研究委員会である。「教育使節団報告書」の勧告に従い、大学、高等師範学校および師範学校、体育専門学校、中学校ならびに小学校等の教師五五名からなる委員会が組織され、昭和二二年九月二〇―二二日の総会を皮切りに、一〇月二九日の最終総会までの四〇日間という短期間の中で、総会を四回、小委員会を三二回開催し、「学校体育指導要綱」の原案となる答申を文部大臣宛に出したのである。翌昭和二二年二月二五日に開催の「全国体育担当地方事務官会議」では、文部省はこの答申文書を案の形で説明し、周知を徹底した。そして、最終的には、八月二〇日に「学校体育指導要綱」として、文部省体育局長より各知事、各大学、高等専門学校、教員養成所学校宛に正式に通知されたのである。⁽¹⁰⁾

「学校体育指導要綱」は小学校から大学の体育を扱っており、総頁数が二二頁と極めて簡略なものである。まずはしがきの最初の文章で体育の役割が、次のように述べられている。

わが国が、民主国家として新しく出発するにあたって、最も重要なことは国民の一人一人が、健全で有能な身体と、善良な公民としての社会的、道徳的性格を育成することである。体育はこの目的を達するために必要な技能や知識を修め、これを実践するのに最も具体的に実際的な機会を与えるものである。⁽¹¹⁾

そして、体育の目的として、「体育は運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育である。それは健全

で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させることを目的とする」を掲げた。これを受け、体育の目標が（一）身体の健全な発達、（二）精神の健全な発達、（三）社会的性格の育成の三つの項目から示されている。本稿において重要なものが（三）社会的性格の育成である。

ここでは、「次の事項に関する理解と態度と実践力を養う」とされ、「明朗、同情―他人の権利の尊重、礼儀、誠実、正義感―フェアプレイ、団体の福祉及び公衆衛生に対する協力、性に対する正しい理解、克己と自制、法及び正しい権威に対する服従、社会的責任を果たす能力、状況に応じてよい指導者となり、よい協力者となる能力」の一一の項目が挙げられている。すなわち、体育は、運動を実践することを通して期待される公民としての性格育成に寄与していくということである。⁽¹²⁾

どのような運動を行うのかについては、小学校では体操と遊戯、中学校、高校、大学では体操、スポーツ、ダンスの括りで提示されている。もう少し詳しく見ると、たとえば中学校では、体操は徒手と器械に分けられ、スポーツは陸上競技（走・跳・すもう）、球技（野球型・ろう球型・しゅう球型・庭球型）、水泳（泳・飛びこみ・水泳心得）からなる。ダンスは一種目である。

指導方針の項目では、スポーツを扱う際の方針としては、「遊戯及びスポーツを中心とする指導を行いスポーツマシニップを養う」、「団体競技の指導では特に社会生活に必要な徳性を養う」、「課外運動はその重要性に鑑み全学徒に自治的に行わせる」等の重点的な方針が並ぶ。一方、体操を扱う際の方針としては、「準備運動としての徒手体操は度を過ぎして次の運動の興味をそぐような結果にならないようにする」等、制限的な方針が示される。⁽¹³⁾

ここで見られるように、運動領域的には体操やダンスではなく、スポーツが重視されていることが分かる。その中でも特に、チームやグループで行う球技である。それは、公民としての社会的性格を育成することに、体育が貢献す

るよう期待されているからである。

学校体育研究委員会の委員長を務めた大谷武一は、「学校体育指導要綱」の解説書において、同要綱の特徴について、民主化と科学化の二つの側面から説明している。民主化の第一は学徒の個性を尊重してその自主性を強調したこと、第二は体育の機会均等を企図したこと、第三はスポーツを重視し体育の社会性を強調したこと、第四は教材を最小限に示し教師の創意工夫を重んじたことの四項目を挙げた。そして科学化の第一は教材配列を学徒の心身の発達に適應させたこと、第二は衛生を重視したこと、そして第三は科学的基礎に立脚した指導を強調したことである。¹⁴⁾

ここで問題となるのは、民主化の第三の点である。以下の文章は、スポーツと民主主義との関係を大谷が解説したものであるが、なぜスポーツが重視されたのかの根拠が、ここに典型的に示されている。少し長いが引用してみたい。

もともとスポーツは、速さ、強さ、器用さ、持久力その他の体力を同一条件で相互に競うといふ、極めて民主的な性格を有しているものであるから、これを正しく実践することによって、比較的容易に民主主義の精神が体得されるものである。かような見地から、この度の要綱では、特にスポーツを重視することになっている。なお新しい理念の教育では、個人を社会の責任ある協力的成員たらしめるように、準備しなければならぬわけであるから、体育の指導精神に大きな修正を加え、これまでの要目が、特に報国の精神を強調したのに対し、こゝでは健全な社会生活の成員に必須な、社会的性格の育成を強調している。¹⁵⁾

ここに見られる考え方は、「米国教育使節団報告書」において示されたスポーツと民主主義との関係を説明する際の根拠と同じである。「学校体育指導要綱」の目標(三)社会的性格の育成を担う教材が、スポーツや遊戯なのである。

とりわけ、チームやグループで行う球技やゲームの中でこれらの社会的性格が育成されるとされたのである。たとえば、「社会的責任を果たす能力」の解説には、「 टीमゲームズのメンバーとしての責任をつくすことによって、また、校内競技や対外試合運営の一員としてのつとめを果たすことを通して、社会の構成員として果たさなければならぬ責任をはたす実践力が培養される⁽¹⁶⁾」と、大谷は記すのである。

このように終戦後の民主国家を担う国民として、また新しい社会の中で生活する成員として、それに相応しい社会的性格を育成するという教育の目的に、どのように体育が貢献できるか、この視点からの体育の目標が(三)社会的性格の育成だった。運動を行うという独自な方法をとることによって教育目的を達成することに寄与する領域が体育だとすれば、そこで取り上げられる優先度の高い運動はスポーツであった。その中でも特に、チームやグループで取り組む球技やチームゲームが重視されたのである。

三. おわりに

以上見てきたように、戦後の体育を示す「スポーツの時代」の成り立ちは、文部省と連合国軍最高司令官総司令部との合作であると言えよう。すでに、文部省は昭和二〇年九月の時点においてスポーツの復活を示しており、これは一貫して取られた立場である。文部省のスポーツ教育論が展開されたのが「新教育指針」であり、スポーツと民主主義の関係を理論的に示唆したのが「米国外教育使節団報告書」であった。同「報告書」は、本論でも示したが、体育領域を担当した使節団員マックロイの思惑とは異なったものとして作成されたが、結果として学校体育におけるスポーツ導入という体育改革の理論的根拠を示すものとして、大きな影響を与えたのである。

第二次使節団に提出する報告文書において、文部省が真つ先にチームゲームに充てられる時間が増大した点を挙げたのは、逆に言えば、それほど第一次の「米国教育使節団報告書」の「体育」において勧告された諸項目の中で、スポーツやゲームの有する固有の価値を認識し、それらを発展させることが極めて重要だったことを示していると言えることができる。

スポーツには民主主義的な性格があり、それを実践すればその精神を体得できるとする考えは、その後議論を呼ぶ^(註)が、しかしながら、時代との対応を経ながら現在の学習指導要領に至るまで、スポーツは学校体育の運動教材の中心であり続けているのである。

(註)

- (1) 文部省調査普及局編「日本における教育改革の進展」『文部時報』第八八〇号、昭和二六年。本報告文書は寺崎昌男責任編集『日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想Ⅰ期 3』日本図書センター、平成一二年に収録。なお、学校体育以外の社会体育やスポーツとレクリエーションについては、第五章の第一二節で扱われている。
- (2) 教科教育百年史編集委員会編『原典対訳米国教育使節団報告書』建帛社、昭和六〇年、四六頁。
- (3) 文部省「新日本建設ノ教育方針」昭和二〇年、「戦後日本教育史料集成」編集委員会編『戦後日本教育史料集成 第一巻』三一書房、昭和五七年、一二三頁。
- (4) これら三つの通牒は、学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集』昭和二四年、体育評論社、九五―一〇三頁に収録されている。
- (5) この報告書は、土持ゲリー法一によって「戦後教育改革の原点」と称されている。土持ゲリー法一『米国

教育使節団の研究』玉川大学出版部、平成三年、四五七頁。また、木村吉次は、戦後初期において体育の非軍事化の施策と新しい体育の模索が始まるが、その理論的根拠は体錬科以前の体操科時代の理論的・実践的な成果に求められたとする。しかし体育の民主化の実質は、教育使節団報告書の公表とその後のアメリカの体育理論の紹介と移入によって本格化したと述べている。木村吉次「学校体育教育」岡津守彦編『戦後日本の教育改革 第七卷 教育課程各論』東京大学出版会、昭和四八年、四一三頁。

(6) 拙稿「アメリカ教育使節団員チャールズ・H・マッククローイとその体育論と改革構想」山本徳郎他監修『多様な身体への目覚め―身体訓練の歴史に学ぶ―アイオーエム、平成一八年、二二二―二四〇頁。

(7) 「米国教育使節団報告書」の作成は三つの段階を経てできあがった。第一段階は、各委員が自らの執筆担当領域に関する文書を起草し、所属する委員会にそれを提出する段階である。マッククローイは、教育課程と教科書を扱う第一委員会に所属している。第二の段階は、四つの各委員会内で、各委員によって起草された文書を検討し、委員会としての最終草案を完成させる段階。そして第三段階は、各委員会からの最終草案を基に、起草特別委員会で最終調整をし、報告書として完成させる段階である。「体育」に関するマッククローイの最初の起草文書と、最終的に完成された報告書の「体育」を比べると、分量的には九〇%削除されている。また勧告項目でみると、一八項目が六項目に削減されている。このことから、最初の起草文書は、第一委員会の最終草案のための検討において、また起草特別委員会の最終調整の中で、削除や改変を経て最終報告書に盛り込まれたと思われる。詳細については、右記の拙稿を参照。

(8) 文部省「新教育指針」昭和二二年、「戦後日本教育史料集成」編集委員会編『戦後日本教育史料集成 第一巻』三一書房、昭和五七年、一八〇―一八一頁。

- (9) 同上、一八三頁。
- (10) 学校体育研究同好会編『学校体育関係法令並びに通牒集』昭和二四年、体育評論社、二二一―二二三頁。また「学校体育指導要綱」の作成経緯については、坂入明「『学校体育指導要綱』（一九四七年）に関する歴史的考察」『東京家政大学研究紀要』第二二集、昭和五六年を参照。
- (11) 文部省『学校体育指導要綱』昭和二二年、一頁。
- (12) 同上、二―三頁。
- (13) 同上、一九頁。
- (14) 大谷武一『学校体育指導要綱解説 総説編』目黒書店、昭和二二年、一―五頁。
- (15) 同上、二―三頁。
- (16) 同上、二二頁。
- (17) たとえば城丸章夫は、大谷のような考えに対して「スポーツをやれば、それほど子どもは楽しくなり、自主的になり、個性的となり、社会的となるでしょうか。スポーツには競争と勝敗とがともないます。戦後の体育が楽しい体育というとき、その楽しさは、競争や勝敗の面白さにもたれかかってはいないでしょうか。個性的とはスター意識であり、社会的とは勝敗のための結合をさしてはいないでしょうか」と疑問視し、これを「スポーツへのおぶさり主義」として批判した。城丸章夫『体育教育の本質』明治図書、昭和三五年、三〇頁および六〇―六一頁。

A Study on Exercise Materials During Early Postwar School Physical Education Reform On the Introduction of Sports (Team Games)

Tetsuo NAKAMURA

This research aims to understand why sports were emphasized in postwar physical education at schools from the sequence of events surrounding early postwar physical education reform.

In conclusion, the following points have been understood.

1. The Ministry of Education showed a resurgence of sports immediately after the war.
2. The drills, military training, and martial arts training conducted at schools during the war were discontinued. Moreover, military teaching materials were abolished.
3. The Ministry of Education instructed schools to incorporate sports and games in lieu of these.
4. The Report of the United States Education Mission to Japan was released, indicating rational for incorporating sports into physical education at schools.
5. Sports were emphasized in the School Physical Education Guidelines at the start of postwar school physical education. These guidelines sought the cultivation of students' social and civic character through sports.

Key Words : Early Postwar School Physical Education, Exercise Materials, Sports (Team Games), Social and civic character